

イタリアの輸入農機具に対する差別待遇

(L/833、1958年10月23日採択：BISD 7S/23, 60)

【事実の概要】

イタリア政府は、1952年7月25日の法第949号により、イタリアの農機具を購入する者に利子3パーセントの融資を行う基金を設立した。この基金は1964年まで存続することになっていた。イタリア政府によれば、1952年から1957年までの間にイタリアでイタリアのトラクターを購入した者の約半数がこの融資制度の恩恵を受けた。

外国製農機具を購入する際の融資条件は不利であり、英国側は市中貸出金利が約10パーセントであるとし、イタリア側は農業信用機関では10パーセントより相当良い条件で農業従事者へ融資がなされたと述べた。

法第949号の発効前の1949年にトラクターその他の農機具の関税はガットに基づき上限が設定されており、英国の特に関心のあるタイプのトラクターについては従価税40パーセントとされていた。さらに1956年の関税交渉によりこれを従価税32パーセントとする譲許が行なわれた。

1957年7月29日、英国は、イタリアのこの法律の一部が一般協定第3条に基づくイタリアの義務に合致せず、この法律の施行は協定に基づき英国に与えられた利益を侵害したと申し立てた。1958年4月14日から5月2日の会期間委員会において4名からなる調停小委員会 (panel for conciliation) が設置され、締約国団は1958年10月23日に小委員会の報告を採択し、勧告を行なった。

イタリアのこの法律についての両当事国の主張は次のとおりである。

第1に、英国は、当該イタリア法に基づき提供されている信用手段がイタリアのトラクターその他の農機具の購入者にのみ限定されていることは差別的であり、国内生産者に保護を与えるように法令及び要件を輸入産品に適用してはならないとする一般協定第3条第4項の規定に合致しないと主張した。

これに対してイタリアは、一般協定は貿易協定であるから貿易を規律する (governing trade) 措置のみにその適用範囲が限定され、拡張解釈されるべきではないとし、したがって第3条第4項は産品の販売、輸送等の実際の条件に関する法令及び要件にのみ適用されると主張した。そして法第949号はイタリア経済の発展及び雇用の改善に関するものであり、第3条がもっぱら対象としている輸入産品と国内生産産品の販売、購入又は輸送の

問題とは関係ないと主張した。

第2に、英国は、イタリア政府が第3条第8項(b)の内容に従ってトラクターその他の農機具の国内生産者に交付する補助金と一般協定の両立性を争うものではないが、本件のイタリア法では国の補助が農機具の生産者ではなく購入者に与えられており、第8項(b)の対象とならないと主張した。さらに、見直し会期 (the Review Session) で認められたように、たとえ生産者に交付される補助金の場合でも一般協定第23条に基づく英国の権利は保障されていると主張した。

これに対してイタリアは、国内生産者への補助金よりもはるかに競争条件に対する影響が少ない信用手段の形による国内生産者へ補助金の交付することの可能性を排除することは論理的ではないと主張した。

以上のほかにイタリアと英国との間の二国間交渉においてイタリアは、次の(1)～(3)を主張した。

(1) 原産地を問わずこの法律を適用すると歳出増加が必要となり予算上の困難が生ずる。(これに対して英国は、予算支出の増加を求めているのではなく、国内産のトラクターの購入と外国産のトラクターの購入との間で公平な選択を許すように信用手段を利用できるようにすることを求めた。)

(2) 外国の生産者の利益となるような税収の利用は政府にとって正当化しにくい。

(3) 国内産のトラクターに信用手段を限定することは農機具の国内生産を確保するために必要である。

【報告要旨】

認容。

1. 一般協定第3条第4項は本件のような補助金の交付には適用があり、本件の補助金は輸入産品に不利な待遇を与えるものである。

2. 一般協定第3条第8項(b)は、国内産品の購入者に交付される補助金には適用されない。

3. 統計によれば、トラクターの輸入減少を本件法律に基づく信用手段にのみ起因するという結論を出すことはできないが、それがトラクターの選択について多数の購入者に影響したことが認められ、一般協定に基づき英国に与えられた利益が侵害又は無効化された。

4. (1) 特別な信用手段を輸入機具及び国内産機具の両方に適用することは、予算支出

の増加を必ずしも必要としない。

(2) 信用手段はイタリアの購入者に与えられるものでイタリア市民の利益となるのであり、世論がこれを外国権益の利益となると認めるかは疑問である。

(3) 農機具の国内生産の確保については、イタリアの当該産業は関税のよる保護という利益を既に享受している。

【解説】

1. 一般協定第3条第4項は、国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に関するすべての法令及び要件に関し、同種の国内産品よりも不利でない待遇を輸入産品に許与することを義務づけている。この条文をフランス語で見ると、輸入産品に国内産品より不利な待遇が与えられることはない表現されている。そのことからイタリアは、国内産品に与えられる有利な待遇を同種の輸入産品に与えることは要求されないと主張した。しかし小委員会は、同条項の英語版では、国内産品に与えられるすべての有利な待遇が同種の輸入産品に与えられなくてはならないとことが明確であるとした。さらに「法令及び要件」を限定的に解釈することをイタリアは主張し、第3条第4項の適用は貿易を規律するものに限られるとした。これについて小委員会は、国内における販売等に「関する」(affecting, affettant)という用語に着目し⁽¹⁾、ここから販売又は購入に関する条件を直接に規律する法令だけでなく、国内市場における国内産品と輸入産品との間の競争条件に悪影響を与えるすべての法令をも第3条第4項の対象とされるという起草者の意思を推察した。

小委員会も指摘しているとおり、第3条の適用範囲がイタリアの主張したような法令にのみ限定されるとすれば、一般協定第2条に基づく譲許の価値が容易に損なわれてしまい、内外産品の無差別原則も容易に破られてしまうことになるので、イタリアの主張のような限定的な解釈は妥当ではない。ガット上の権利義務関係は締約国間の譲許のバランスの維持を大前提としているので、これをできるだけ崩すことのないルールの解釈が必要とされるからである。

なお、第3条第8項(b)の生産補助金に関する例外規定が置かれていることは、第3条の起草者が税関通過後の産品には平等な競争条件を与えることを意図したことを示していると小委員会は解した。

2. 一般協定第3条で定められている内国民待遇原則は、政府調達及び国内生産者補助

金の2つについて例外的に適用されない（同条第8項。ただし現在は政府調達協定が存在する）。第3条第8項は、第16条による補助金の規制を生産補助金に関する限り緩くするものである⁽²⁾。イタリアは、国内生産者への補助金よりもはるかに競争条件に対する影響が少ないので国内産品の購入者への信用手段の提供も是認されると主張した。しかし小委員会は国内産品の生産者に交付される補助金と国内産品の購入者に交付される補助金を厳格に区別し、後者は第3条第8項で許容される補助金にあたらないとした⁽³⁾。同項のこの解釈は、1990年1月25日に採択されたECの油糧種子補助金に関する小委員会報告⁽⁴⁾において踏襲されている。

3. 本件の小委員会は一般協定に基づき申立国に与えられた利益の無効化又は侵害について判断するに際して、輸入及び販売に関する統計を見て、申立の対象となった措置である信用手段の利用の輸入数量減少を問題としている。後の複数の小委員会報告では、申立の対象となった措置の存在にもかかわらず実際には輸入数量が増加していても、利益の無効化又は侵害が肯定されている。

4. (1) 原産地を問わず使用手段を利用できるようにすると歳出増加が必要となり予算上の困難が生ずるとのイタリアの主張に対して、小委員会は英国の主張にそって予算支出増加を伴わないような方法をとることが可能であることを明らかにしている。このことは、国内産農機具の購入への融資額を減らすことを前提とし、国内産農機具及び輸入農機具へ平等に融資を行うこと、又は農機具の購入についての信用手段の提供を止めることを提案していることになる。

(2) 外国の生産者の利益となるような税収の利用は政府にとって正当化しにくいというイタリアの主張に対して小委員会は、信用手段はイタリアの購入者に与えられるものでイタリア市民の利益となるのであり、世論がこれを外国権益の利益となると認めるかは疑問であると反論している。しかし、イタリアの購入者が本件のような特別の信用手段を利用して輸入農機具を購入することは、それにより外国の生産者が利益を得る面も確かに存在する。内国民待遇原則の下では、国内生産者のみへの補助金ではない補助金は、たとえ外国生産者の利益となる部分があっても国内産品と輸入産品の両方について交付しなければならないことになる。

(3) 国内産のトラクターに信用手段を限定することは農機具の国内生産を確保するために必要であるというイタリアの主張に対して、小委員会は農機具の国内生産の確保については、イタリアの当該産業は関税のよる保護という利益を既に享受していると反論して

いる。ガットにおいて国内産業の保護手段として認められるのは、関税の賦課であることが確認されている。

5. 小委員会は本件イタリア法が輸入農機具に及ぼしている悪影響を、法改正又は適切な手段により合理的な期間内に除去するような勧告が行われるべきであると認め、締約国団はその旨勧告した。結局は法の存続期間が満了する1960年にこれを更新しないとイタリア政府が約束することで、1958年11月20日の会合において問題は一応解決したが、1960年にこの解決策が実行されなかったことについて英国が抗議を行った⁽⁵⁾。

〈注〉

- (1) Edmond McGovern, International Trade Regulation 250 (2nd ed. 1886).
- (2) Kenneth W. Dam, The GATT: Law and International Economic Organization 142 (1970).
- (3) John H. Jackson, World Trade and the Law of GATT 287 (1969).
- (4) BISD 37S/86.
- (5) Robert E. Hudec, The GATT Legal System and World Trade Diplomacy 101 (2nd ed. 1990); Robert E. Hudec, Enforcing International Trade Law: GATT Dispute Settlement in the 1980's, Appendix, GATT Legal Complaint 1948-1989, at 46 (September 1990 Draft).

(清水 章雄)